

第5回 史跡玉川上水整備活用計画検討委員会

議事資料

令和6年12月25日

本日の議事内容

I 報告事項

- 1 第4回検討委員会でいただいた主な御意見等
- 2 パブリックコメントの実施結果

II 検討事項

- 1 これまでの検討状況
- 2 「史跡玉川上水整備活用計画（改定版）
～江戸の史跡を守り 未来へつなぐ～」(案) について

I 報告事項

1 第4回検討委員会でいただいた主な御意見等

2 パブリックコメントの実施結果

報告事項 1 第4回検討委員会でいただいた主な御意見等

事項	御意見等	対応
ゾーニング	・ ゾーンの課題が右岸左岸どちらを指しているのかわかるようにした方がいい。 ・ ゾーンごとに代表的な断面がどこなのかをよく考えて、それを護岸も含めて理想像は考えておいたほうがいい。	・ ゾーンにおける課題や状況が、右岸左岸で違う箇所については、その旨を記載 ・ 様々な御意見がある中で、断面の理想像を一つに絞り、提示することは困難だが、参考として、水路・法面の現況と昭和以前の様子が比較できる資料を掲載
植生管理	・ ゾーン③におけるヤマザクラの被圧樹木の伐採やケヤキの抜き切りについては、どういう順番で、何年かけて実施していくのか細かく計画を立ててほしい。 ・ 自然環境調査と区画調査の関係性を明記してほしい。 ・ ゾーンの中でも、細かく見ると環境は違うので、サブゾーンクラスで考えて区画調査の定点を設定してほしい。	・ 被圧樹木の伐採の具体的な内容については、名勝を管理している教育庁や地元自治体と協議 ・ 抜き切りの場所や順番については、住民の方に丁寧に説明をしながら実施 ・ 自然環境調査と区画調査の関係性を記載 ・ 区画調査の定点は、今後の運用の中で検討
活用整備	・ 説明板等に二次元コードを活用し、様々な情報発信を考えてほしい。	・ 情報発信の内容は、今後の運用の中で検討
計画の進め方	・ 災害時の対応をどう考えているのか、ということについても記載しておいてほしい。	・ 災害時における対応方針について、記載

I 報告事項

1 第4回検討委員会でいただいた主な御意見等

2 パブリックコメントの実施結果

報告事項 2 パブリックコメントの実施結果

1 実施概要

項 目	内 容
実 施 期 間	令和6年9月12日（木）から令和6年10月11日（金）までの30日間
募 集 結 果	人数：延べ48名（郵送延べ2名、電子申請延べ46名） 意見総数：147件

2 主な御意見の要旨

※パブリックコメントでいただいた御意見と当局の考え方（案）は参考資料に掲載

- 史跡を守って将来の世代に受け継ぐという考え方が明確に示されていて、とても良いと思う。
- 玉川上水は生物多様性の豊かさを持つ場所となっていることから、史跡・名勝としてだけでなく、緑地としての価値を考慮に入れ、記載されるべき。
- 史跡に指定されている法面を保全するのは当然。基準に基づいて、速やかに伐採を進めるべき。
- 樹木の根がローム層の法面の乾燥を防止している以上、基本、伐採するべきではない。
- 名勝小金井サクラ並木の保存をしっかりと進めてほしい。そのためには、名勝の区域においては、桜以外の樹木は伐採しなければならない。この区域が、昔の姿を取り戻すことを期待している。
- 名勝区間であっても、サクラ以外の樹木も配置し、文化財としての価値と生物多様性の価値を共存させて欲しい。
- 鬱蒼としている場所があり、景観としても良くないし、歩いていて不安を感じる。そういう場所では木を積極的に伐採して欲しい。
- 鬱蒼として、日陰があるほうが地球温暖化の時代に喜ばれると思う。

Ⅱ 検討事項

1 これまでの検討状況

2 「史跡玉川上水整備活用計画（改定版） ～江戸の史跡を守り 未来へつなぐ～」（案）について

検討事項 1 これまでの検討状況

1 検討状況の概要

- ・ナラ枯れ、台風等による倒木及び枝折れなど、新しい課題が発生
- ・水路内の樹木の大径木化が進行しており、倒木や根系発達による法面の形状変化への対策が必要

- ・「史跡玉川上水整備活用計画検討委員会」を設置（令和5年度）
- ・これまで委員会を4回開催し、以下の論点を検討

【計画改定の論点】

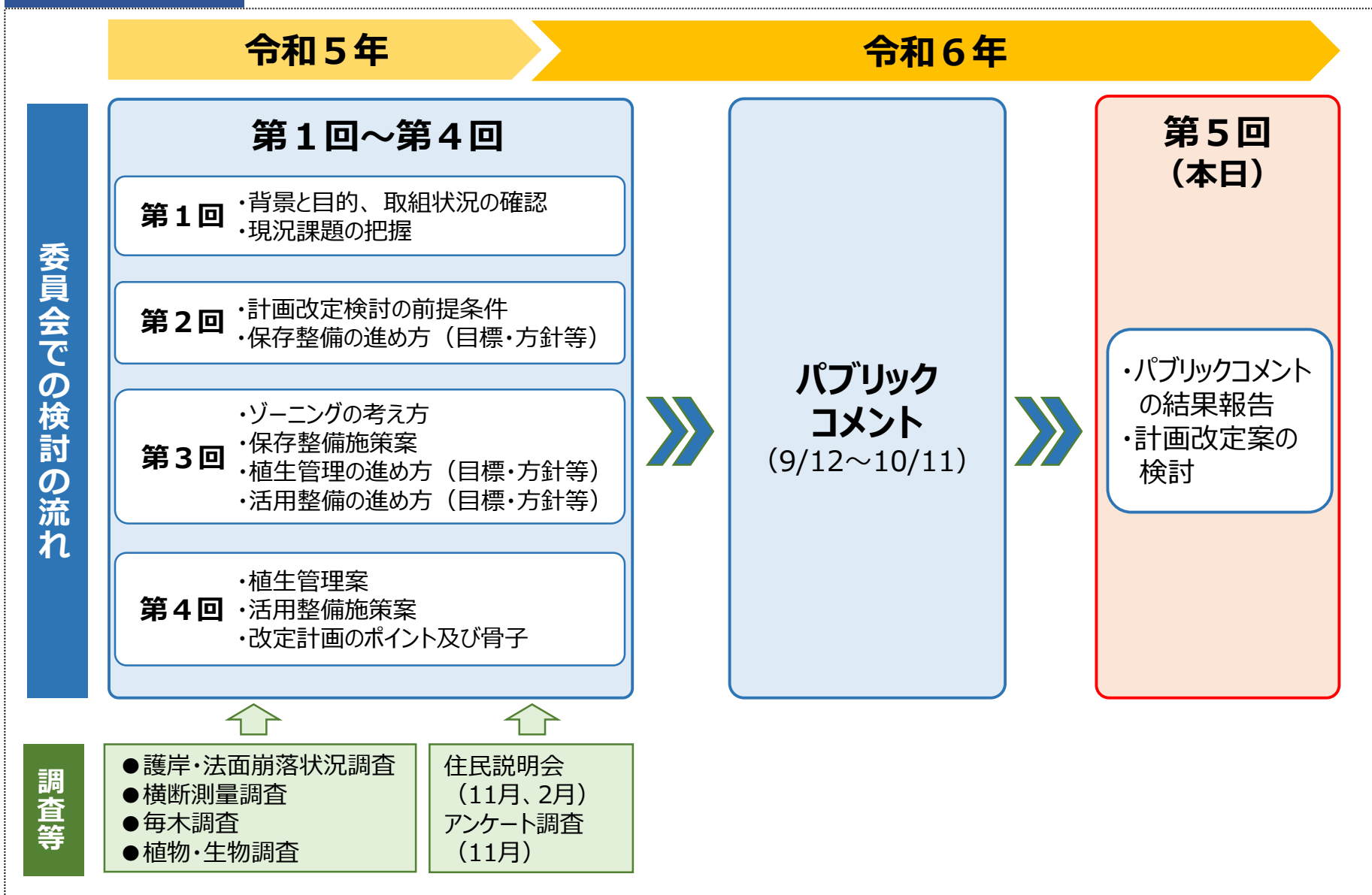
事 項	課 題
水路・法面の保全	・法面崩落や護岸破損の顕著な箇所への継続的な対応 ・法面及び法肩に生育する大径木の管理
名勝「小金井（サクラ）」並木の保存	・ヤマザクラを被圧する樹木への対応 ・補植整備済区間の適切な維持管理
活用整備	・施設（説明板等）の更新、内容の充実 ・関係機関等との連携及びP R活動の継続
植生管理	・ナラ枯れや台風等による倒木被害等を踏まえた樹木管理 ・生物多様性に配慮した植生管理の考え方

【委員会での検討内容】

- ゾーニング（全体論）
 - ・中流部18Kmを、現況の特徴から類型化し、**7ゾーンに区分**
- 水路・法面の保全の進め方
 - ・**優先整備区間（ゾーン）の設定**
 - ・**モニタリング**に基づく計画的な保全とデータの蓄積
 - ・法面及び法肩に生育する**大径木の管理**
- 名勝「小金井（サクラ）」並木の保存の進め方
 - ・関係機関と協働した取組の継続
 - ・**補植整備済区間の管理方針**
- 活用整備の進め方
 - ・基本方針（「玉川上水の**歴史的価値を伝える**」等）
 - ・継続すべき施策、**新規・拡充**する施策
- 植生管理の進め方
 - ・基本方針と**ゾーンの特徴に応じた植生管理方針**
 - ・**モニタリング**による環境変化の把握

検討事項 1 これまでの検討状況

2 検討経過



検討事項 1 これまでの検討状況

3 パブリックコメントでいただいた御意見への対応

主な御意見の要旨	当局の考え方（案）
史跡を守って将来の世代に受け継ぐという考え方が明確に示されていて、とても良いと思う。	計画改定案では、玉川上水が貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれていることから、史跡や名勝の保存を図りながら、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた植生管理を適切に行うこととしております。
玉川上水は生物多様性の豊かさを持つ場所となっていることから、史跡・名勝としてだけでなく、緑地としての価値を考慮に入れ、記載されるべき。	
史跡に指定されている法面を保全するのは当然。基準に基づいて、速やかに伐採を進めるべき。	当局が実施した調査において、法面や法肩に生育する樹木の根系発達が要因と考えられる法面の形状変化の発生が確認されました。そのため、調査結果を検討委員会で議論いただき、委員会でいただいた御意見を踏まえ、こうした樹木の管理に係る基準を設定いたしました。
樹木の根がローム層の法面の乾燥を防止している以上、基本、伐採するべきではない。	
名勝小金井サクラ並木の保存をしっかりと進めてほしい。そのためには、名勝の区域においては、桜以外の樹木は伐採しなければならない。この区域が、昔の姿を取り戻すことを期待している。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。
名勝区間であっても、サクラ以外の樹木も配置し、文化財としての価値と生物多様性の価値を共存させて欲しい。	
鬱蒼としている場所があり、景観としても良くないし、歩いていて不安を感じる。そういう場所では木を積極的に伐採して欲しい。	計画改定案では、周辺の民有地や道路へ越境する樹木及び水路の眺望を著しく妨げる樹木の剪定を行うとともに、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全するため必要に応じて間伐等を行うこととしております。
鬱蒼として、日陰があるほうが地球温暖化の時代に喜ばれると思う。	

検討事項 1 これまでの検討状況

4 パブリックコメントを踏まえた修正箇所（1 / 2）

項番	ページ数	項目名	新旧対照		本修正に対応する御意見
			修正前	修正案	
1	P15	第Ⅱ章 玉川上水中流部の現状と課題 4 植生管理 (2) 現状と課題	一方、常緑広葉樹の増加やササ類の繁茂により、林床に光が入りにくい箇所も見られるため、間伐等を通じて明るい雑木林を形成することで多様な生物が生息・生育できるようにする等、生物多様性の保全にも努めていく必要があります。	一方、常緑広葉樹の増加やササ類等の繁茂により、林床に光が入りにくい箇所も見られるため、間伐等を通じて明るい雑木林を形成することで多様な生物が生息・生育できるようにする等、生物多様性の保全にも努めていく必要があります。	参考資料 P18 No.93
2	P33	第Ⅴ章 植生管理 2 管理内容 (3) 樹木及び林床管理	イ 林床管理 (イ) アズマネザサなどササ類の繁茂が著しい場所では、状況に応じて刈り取りを行います。	イ 林床管理 (イ) アズマネザサなどササ類及びクズなどの繁茂が著しい場所では、状況に応じて刈り取り等を行います	
3	P38	保存整備施策及び植生管理方針 植生管理 管理方針（全域）	・アズマネザサ等のササ類の繁茂による林内のやぶ化	・アズマネザサ等のササ類等の繁茂による林内のやぶ化	
4	P38	保存整備施策及び植生管理方針 植生管理 管理方針（全域）	・定期的な下草刈りと併せて、状況に応じてササ刈りを実施	・定期的な下草刈りと併せて、状況に応じてササ刈りやクズなどの除去を実施	
5	P38	保存整備施策及び植生管理方針 植生管理 管理方針（全域）	・樹林の若返りや明るい雑木林の環境として管理できるよう、必要に応じて、樹勢の低下した樹木を中心とした抜き切りや、常緑広葉樹が増加傾向にある場所等での間伐を実施	・樹林の若返りや明るい雑木林の環境として管理できるよう、必要に応じて、樹勢の低下した樹木を中心とした抜き切り、常緑広葉樹が増加傾向にある場所等での間伐、 外来種の除伐 を実施	参考資料 P24 No.125
6	P38	保存整備施策及び植生管理方針 植生管理 管理方針（ゾーン別⑤～⑦）	・ムクノキ、イヌシデ、エゴノキ等の落葉広葉樹や、シラカシやアラカシ等の常緑樹（ゾーン⑤・⑥）、ヒノキやサワラ等の針葉樹（ゾーン⑦）が混成する現状の樹林環境を維持できるよう、必要に応じて間伐等を実施	・ムクノキ、イヌシデ、エゴノキ等の落葉広葉樹や、シラカシやアラカシ等の常緑樹（ゾーン⑤・⑥）、ヒノキやサワラ等の針葉樹（ゾーン⑦）が 混成する樹林環境を更 新し つ維持できるよう、必要に応じて間伐等を実施	参考資料 P23 No.124

検討事項 1 これまでの検討状況

4 パブリックコメントを踏まえた修正箇所（2 / 2）

項番	ページ数	項目名	修正案	本修正に対応する御意見
7	P40	附属資料 1 史跡・名勝指定区間・範囲	項目タイトルを「史跡・名勝指定概要」に変更し、以下の文章を新規に追加 <u>1. 史跡「玉川上水」</u> 玉川上水は、平成15（2003）年、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）第69条第1項（現第109条第1項）の規定により国の史跡に指定された。平成15（2003）年8月27日付け指定書（都知事あて文部科学大臣文書15庁財第211号）等によればその概要は次のとおりである。 （1）指定年月日（官報告示） 平成15（2003）年8月27日付け 文部科学省告示第137号 （2）所在地及び地域 ア 所在地 東京都羽村市、福生市、昭島市、立川市、小平市、小金井市、西東京市、武蔵野市、三鷹市、杉並区、世田谷区、渋谷区 イ 地域 次頁に掲載の史跡及び名勝指定区間図、史跡及び名勝指定範囲図（断面）参照 （3）指定理由 ア 基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部六（注）による （注）交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡 イ 説明 江戸時代の承応3年（1654）、江戸市中への給水を目的として、幕府が玉川庄右衛門・清右衛門兄弟に請け負わせて作らせた上水。多摩川中流の羽村取水口から江戸まで約43kmは素掘りの開渠、江戸市中は暗渠であった。近世の水利技術を知る上で重要であり、大都市江戸の用水供給施設として貴重な土木遺産。羽村から渋谷区に至る水路敷のうち開渠部分約30kmを指定する。 <u>2. 名勝「小金井（サクラ）」</u> 小金井サクラのヤマザクラ並木は、大正13（1924）年、「史蹟名勝天然記念物保存法」（大正8年法律第44号）第1条の規定に基づき名勝に指定された。大正13（1924）年11月10日付第201号内務省官房地理課長から東京府知事あて通知文書によりまとめられた内務省引継文書等によれば、その概要は次のとおりである。 （1）指定年月日（官報告示） 大正13（1924）年12月9日付け 内務省告示第777号 （2）指定内容 ア 指定地域 東京市水道用地ノ中右岸北多摩郡小平村大字鈴木新田字上1580番地先（小川水衛所傍側）ヨリ同郡武蔵野村大字境字上水南1107番地先（境橋南詰）ニ至ル間、左岸同郡小平村大字小川新田字上水内1175番地先（小川水衛所対岸）ヨリ同郡武蔵野村大字関前字樋1280番地先（境橋北詰）ニ至ル間（水路ノ部分ハ之ヲ除ク） イ 指定説明 本邦屈指ノ櫻花ノ勝地ナリ 櫻樹八元年間幕府ノ命ニ依リ武蔵野新田世話役川崎平右衛門ノ種植ニ係リ 現ニ玉川上水ノ両岸ニ竝木トシテ約一里半ニ亘リテ好ク成長繁茂シ 其ノ数千餘株アリテ大木トナレモノ鬱ナカラス モト吉野及櫻川ノ白山櫻ヲ移植シタルモノナルモ 多数ノ天然變種アリテ若葉ノ色、花ノ色、形、大サ花期ノ早晚等區々ニシテ殆ト各樹ニ異ナルカ如キ觀アリ 實ニ白山櫻トシテ品種ノ多キト變化ノ多キト及大木ノ多キトハ小金井ノ櫻ノ特徴トスル所ナリ ウ 指定ノ事由 保存要目 名勝ノ部第三（著名ナル花樹）ニ依ル エ 保存ノ要件 公益上必要止ムヲ得ザル場合ノ外 風致ヲ損傷スヘキ現状變更ヲ許可セザルコトヲ要ス 濫ニ櫻樹ヲ損傷スヘキ行為ハ之ヲ禁ス	参考資料 P17 No.83 など

Ⅱ 検討事項

1 これまでの検討状況

2 「史跡玉川上水整備活用計画（改定版）
～江戸の史跡を守り 未来へつなぐ～」（案）について

検討事項 2 - 1 計画の体系

計画の体系（構成案）

現 行

I 計画策定の基本的考え方

- 1 目的、2 計画期間、3 計画対象区間、
4 整備活用施策の体系

II 玉川上水の現状と課題

- 1 水路及び法面、2 樹木、3 緑道・歩道、
4 その他

III 整備活用施策

〔保存整備〕

- 1 水路・法面の保全
- 2 名勝「小金井（サクラ）」の並木の保存

〔活用整備〕

活用整備の推進

IV その他の取組

- 1 地元や関係機関との連携の強化
- 2 環境施策の推進

V 附属資料

改定案

I 計画の基本的な考え方

- 1 目的、2 改定の背景、3 対象期間、4 対象区間、5 施策の体系

コラム 玉川上水の歴史について

II 玉川上水中流部の現状と課題

- 1 水路及び法面の保全、2 名勝「小金井（サクラ）」並木の保存、
3 活用整備、4 植生管理

III ゾーニング（新規）

- 1 目的及び考え方、2 ゾーン区分図

IV 整備活用施策

〔保存整備〕

- 1 水路及び法面の保全
- 2 名勝「小金井（サクラ）」並木の保存

〔活用整備〕

- 3 活用整備の推進

V 植生管理（新規）

- 1 基本方針、2 管理内容、3 モニタリング

コラム 玉川上水中流部にみられる生き物

VI 計画の進め方等

- 1 地元や関係機関との連携、2 災害時の対応、
3 ゾーニングとモニタリングの活用

附属資料

検討事項 2－2 計画の基本的な考え方

(1) 目的及び改定の背景

目的

- ・本計画は、玉川上水の保存管理の長期的な指針として策定した**保存管理計画に基づき**、素掘りの開渠が多く残り特に保全が必要な**中流部を対象に**、今後、当局が、関係機関等と連携して取り組むべき施策を明らかにすることを目的とする。

改定の背景

- ・近年、**ナラ枯れ、台風等による倒木及び枝折れなど、新しい課題が発生**しているほか、法面及び法肩に生育する樹木の大径木化が進んでいることから、**倒木及び根系発達による法面の形状変化への対策が必要**
- ・このため、**保存管理計画において示されている目標***及び「**現状維持を基本として、史跡としての適切な保存を図る**」という基本的な考え方を前提としつつ、計画を改定

- *【保存管理の目標】（「保存管理計画」P19～20より）
- 今日まで残されてきた近世及び近代の「土木施設・遺構」を、良好な状態で将来に継承する。また、一部で水道原水導水路として活用されている機能が、適切に維持されるよう将来に継承する。
 - 玉川上水の水辺環境と一体となった「ヤマザクラ並木の美しい景観」を、将来に継承する。また、憩いの空間として国民に親しまれる場を将来に継承する。

(2) 計画の期間及び区間

項目	内容
対象期間	令和6年度中から令和15年度まで (概ね10年間)
対象区間	中流部 (小平監視所から浅間橋までの約18km)

〈本計画の対象区間の位置図〉



検討事項 2－3 玉川上水中流部の現状と課題

(1) 水路及び法面の保全

現計画の内容

【課題】

- 霜崩れや乾燥剥離による法面の形状変化、崩落等
- 法面や法肩に生育する樹木



【対応】

- 法面保護工（約35箇所）
- 法面や法肩に生育する樹木の伐採

対応状況

【樹木対策】 法面及び法肩の崩落に伴い倒れる恐れの高い樹木の伐採や剪定を実施

【法面保護工】 崩落の危険性がある水路・法面について、木柵工、連続繊維補強土工等による対策を実施

→H25年度までに計画の35箇所の施工を完了、以降R4年度までに新たに対策が必要となった37箇所を整備（計72箇所）



木柵工（施工前）



木柵工（施工後）



連続繊維補強土工（施工前）



連続繊維補強土工（施工後）

現状と課題

- これまでの施策については、**法面崩落に対する一定の防止効果**を確認
 - しかし、法面や法肩に生育する樹木の根系発達が要因と思われる**法面の形状変化（表層土の亀裂や崩落）**が発生
 - この他、**既設の護岸が破損**している箇所も確認
- ⇒**法面の崩落や護岸の破損が顕著な箇所への継続的な対応**とともに、**法面や法肩に生育する樹木の適切な管理**が必要



検討事項 2－3 玉川上水中流部の現状と課題

(2) 名勝「小金井（サクラ）」並木の保存

現計画の内容

【課題】

○交通量の増加や周囲の樹木による被圧が原因と考えられる樹勢低下



【対応】

○ヤマザクラの補植、被圧樹木の剪定・伐採

対応状況

【モデル区間整備】

新小金井橋～関野橋（約640m）の区間において、当局がヤマザクラを被圧する樹木の剪定、伐採を実施した上で補植適地を提供し、名勝「小金井（サクラ）」を管理している都教育庁及び地元自治体等がヤマザクラを補植（H24年度までに整備完了）

【被圧樹木への対処・ヤマザクラの補植】

関係機関が協働して、モデル区間の整備の検証を行うとともに、その結果を踏まえつつ、被圧樹木への対処やヤマザクラの補植適地を提供



（補植整備前）



（被圧する樹木の伐採）



（ヤマザクラの補植）



令和6年4月（春頃）



令和6年6月（夏頃）

（ヤマザクラを中心とする並木）

現状と課題

- モデル区間を含む、**小金井市域を中心とした約2kmの区間（補植整備済区間）でヤマザクラが全体的に良好に成長**
- 被圧樹木伐採後、**在来の野草が比較的良好に生育**していることも確認
- 被圧樹木の切り株から発生した**萌芽が成長し、ヤマザクラを再度被圧**、補植整備済区間以外では**高木が繁茂**しヤマザクラの生育環境に影響

⇒補植整備により形成されたヤマザクラを中心とする並木の維持、生育環境に影響を及ぼすと考えられる樹木の管理が必要

検討事項 2 - 3 玉川上水中流部の現状と課題

(3) 活用整備

現計画の内容

【課題】

- 中低木の繁茂により眺望に支障
 - 部分的に緑道・歩道が途切れている。
 - 玉川上水の歴史的価値に関するPRの不足
- 等



【対応】

- 緑道沿いや水路内の中低木の剪定・伐採
 - 散策路の整備（2箇所）
 - 説明板設置
- 等

対応状況

【眺望の確保】 主に橋梁等からの景観に配慮し、水路内の中低木の剪定、伐採を実施

【通行路の整備】 小川水衛所跡及び境水衛所跡の2か所において、既設フェンスのセットバックや散策路の整備を実施

【説明板の設置】 玉川上水の説明板を中流部の7か所*に設置

【フェンスデザインの統一性の創出】 道路や緑道の管理者が設置するフェンスについて、更新時に統一的なデザインとなるよう働きかけ



(安全・快適な通行の確保)



(説明板の設置)

* 説明板の設置場所
小川橋、鷹の橋、小川水衛所跡、
平右衛門橋、境水衛所跡、三鷹橋、
どんどん橋（計7か所）

現状と課題

- 眺望確保のための剪定、伐採、フェンスデザインの統一性の創出に向けた各管理者への呼びかけ等については継続が必要
- 説明板や局HP、パンフレット等について、情報のアップデートや内容の充実を図ることが必要

検討事項 2－3 玉川上水中流部の現状と課題

(4) 植生管理

これまでの取組

- 各管理者や地元自治体と連携し、緑の保全に配慮した植生管理を実施

現状と課題

【ナラ枯れ被害】中流部の中でも特にコナラやクヌギの多い小平市域を中心に、ナラ枯れが確認。対策を講じているものの枯死被害が発生

【倒木等】台風等による倒木や幹折れ被害が発生



(ナラ枯れ被害)



(台風による倒木被害)

- 令和4年度に当局が実施した毎木調査*では、樹高20mを超える高木が全体の10%程度を占めており、コナラやクヌギといった樹種を中心に、大径木化の進行を確認
⇒玉川上水を「快適な水と緑の空間」として維持していくためには、ナラ枯れや倒木等の新しい課題にも対応しつつ、適切な植生管理を進めていくことが必要
- 当局が令和4年度から5年度にかけて実施した自然環境調査の結果、中流部には多様な生物が存在していることが確認
- 常緑広葉樹の増加やササ類の繁茂により、林床に光が入りにくい箇所が存在
⇒間伐等を通じて明るい雑木林を形成することで多様な生物が生息・生育できるようにする等、生物多様性の保全にも努めていくことが必要

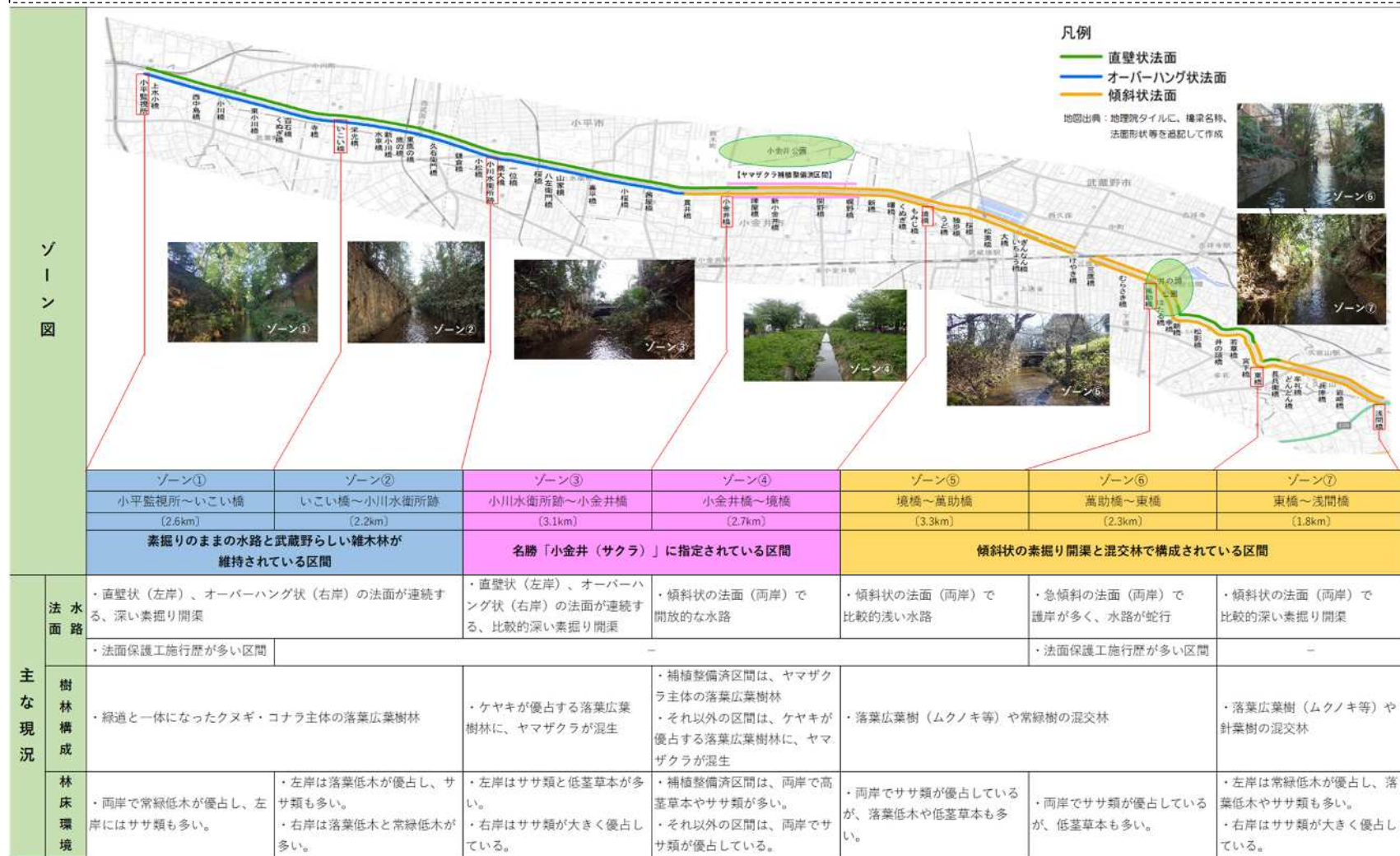
* 胸高直径10cm以上の樹木（約9,000本）を対象に調査を実施



検討事項 2 - 4 ゾーニング

考え方及び区分図

- 中流部は約18kmに及び、法面の形状や護岸の有無、水路の深さ、植生等の自然環境は一様ではない。
- 水路・法面の形状、法面の保全状況、植生等の自然環境という視点から、玉川上水を7つのゾーンに分類
- ゾーンごとの特徴や課題の傾向を示した上で、保存整備や植生管理を実施



検討事項 2－5 整備活用施策

(1) 水路及び法面の保全

基本方針

- ア 水路の崩壊及び法面の崩落を未然に防止し、良好な状態で保存するとともに、倒木等により周囲に影響を与えることのないように整備
- イ 長年にわたり手入れをしながら継承されてきた特性を踏まえ、保存整備に当たっては、**現状維持を基本**とし、可能な限り遺構（素掘り開渠）の景観を損なわない方法で実施
- ウ 「快適な水と緑の空間」として親しまれていることから、可能な限り水路及び法面の保全と緑との調和を図り、玉川上水の**生物多様性の保全にも寄与**
- エ 中流部の**水量及び水質については、現状を維持**
- オ ゾーンごとの特徴や課題を踏まえつつ、モニタリング調査等を通じて**緊急性の高い箇所を抽出し、優先順位をつけて計画的に保全**
- カ **モニタリング調査により水路及び法面の形状データを蓄積**するとともに、崩落等箇所の早期把握、崩壊等の予兆把握に努める。

施策の進め方

ア 優先的な対策が必要な箇所への対応

予防保全の観点から、直壁状及びオーバーハング状の素掘り法面が多く水路が深い区間、並びに法面保護工事の施行歴が多い区間（ゾーン①、②及び⑥）を「**優先整備区間**」とし、計画的に大径木の管理や法面保護工等を実施

イ その他の箇所への対応

散策路の利用の安全性や周辺の民有地に及ぼす影響の観点から、フェンスと法肩が近接し、法肩部分の浸食が確認された箇所及び既設護岸の部材損傷により護岸の大きな変状が確認された箇所については、優先整備区間外であっても保全の緊急性が高いと判断し、優先して法面保護工事を実施

ウ モニタリング

これまで必要に応じて実施してきた水路及び法面の目視確認及び横断測量調査について、今後は原則として以下のサイクルで定期的に実施し、水路及び法面の形状データを蓄積

	優先整備区間	その他の区間
目視確認及び横断測量調査の実施サイクル	2～3年に1回	5年に1回



(1) 水路及び法面の保全

実施施策

ア 法面保護工

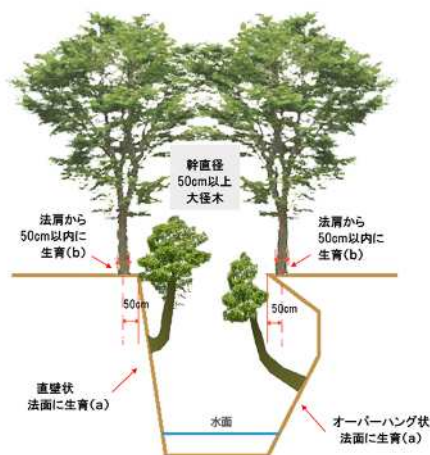
- ・素掘り開渠としての遺構の景観を保存し、かつ、法面の安定化を図る工法として、これまでの施工実績を踏まえ、**連続繊維補強土工、木柵工等による対策**を実施。あわせて、周辺の緑との調和を図るため、**必要に応じて法面の植生工**を実施
- ・繰り返し法面崩落が発生する箇所や既設護岸の損傷箇所等については、必要に応じてボーリング調査等を実施して原因を分析するとともに、関係機関と協議し、これまで採用した工法に加え、**それぞれの箇所に適した他の工法や対策の採用についても検討**

イ 法面や法肩に生育する樹木の管理

- ・法面や法肩に生育する樹木のうち、**法面等の崩落に伴い倒伏する恐れの高い樹木及び過度な根系発達により法面の形状変化を進行させる恐れの高い樹木は、法面保全のため、伐採の対象とする***。
- ・対象とする樹木については、法面の形状及び樹木の生育場所という視点から**次のとおり基準を設定**

〈以下の①及び②を同時に満たす大径木（幹直径50cm以上を目安）〉

①周囲の法面が**直壁状又はオーバーハング状**、②**法面に生育(a)**、又は**幹の中心部が法肩から50cm以内に生育(b)**



直壁状法面に生育(a)



オーバーハング状法面に生育(a)

* 法面や法肩に生育する樹木を伐採した後は伐根・除去することが望ましいが、伐根・除去により法面崩落を引き起こす可能性がある場合には、萌芽できるように伐採のみを行う。

- ・法面への影響や倒伏時の周囲への影響を考慮し、**主に幹直径50cm以上の大径木を対象**とするが、法面への影響が大きいと判断した場合には、幹直径50cm未満の樹木も伐採の対象とすることがある。



検討事項 2－5 整備活用施策

(2) 名勝「小金井（サクラ）」並木の保存

基本方針

- ア 名勝区間におけるヤマザクラ並木を良好な状態で保存及び復活
- イ 「快適な水と緑の空間」として親しまれていること、樹木が環境や景観に貢献していることなどを考慮し、可能な限り、史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑との調和を図る。
- ウ ヤマザクラの保護や補植に当たっては、関係機関等との協働により、取組を推進

施策の進め方

- 以下の役割分担の下に、ヤマザクラの補植及び維持管理を実施
【役割分担】 東京都教育庁：名勝を管理している者としてヤマザクラの補植及び維持管理
当 局：ヤマザクラを被圧する樹木の剪定及び伐採並びにヤマザクラの補植場所の提供
地元自治体等：ヤマザクラの苗木の準備及び提供
- ヤマザクラの保全状況や補植整備後の周辺環境等について、関係機関が協力して情報を共有

実施施策

- ア ヤマザクラを被圧する樹木への対処
 - ・関係機関との協議の上、以下の施策を実施
 - ・ヤマザクラを被圧している樹木を剪定及び伐採し、ヤマザクラの生育環境の改善を図る。
 - ・剪定及び伐採後の樹木が再度、大径木化する前に剪定等を実施し、ヤマザクラの生育環境を維持
- イ ヤマザクラの補植
 - ・名勝を良好な状態で将来に継承していけるよう、関係機関等が協働し、後継樹の補植及び育成に取り組む。
 - ・後継樹の補植及び育成には、都教育庁や地元自治体、地元団体等多くの主体が関わることから、平成21年に現計画を策定した際に関係機関等で確認した基本ルールに基づき、事業を円滑かつ効果的に実施
 - ・当局は、水路及び法面の保全にも配慮しながら、都教育庁及び地元自治体の要望に合わせて補植適地を提供
- ウ ヤマザクラ並木の維持（補植整備済区間）
 - ・これまでの補植整備により形成されたヤマザクラ並木を良好な状態で維持していくため、関係機関と協議の上、被圧樹木の切り株から発生した萌芽が成長してヤマザクラを再度被圧しないよう剪定及び伐採するとともに、下草刈り（年3回程度）を実施

検討事項 2－5 整備活用施策

(3) 活用整備の推進

基本方針

玉川上水や名勝「小金井（サクラ）」の来訪者や地元住民等に、玉川上水の歴史的価値とその保存に向けた取組への理解を深めていただくため、3つの目標を設定し、目標に沿った施策を展開

【目標1】

玉川上水の歴史的価値を伝える

【目標2】

玉川上水を見せる

【目標3】

より多くの人が安全・快適に利用し、親しめるようにする

施策の進め方

- (1) 保存整備と並行して、可能な施策から順次実施
- (2) 関係機関が設置及び管理する施設等に関連する施策は、関係機関との連携を図りながら段階的に整備ができるよう努める。

実施施策

ア 現地の施設等の改善

(ア) 説明板の更新

中流部の7か所に設置した説明板の内容を更新（二次元コードを活用したWeb情報へのアクセス等）

(イ) 眺望の確保と公開

適切な植生管理を実施して橋からの眺望を確保していくとともに、SNS等を活用して玉川上水の四季の様子等を発信

イ 普及・啓発（学びの機会の提供）

(ア) 当局施設の活用

水道歴史館（東京都文京区）における文献等の収集や展示公開等の実施、情報の充実化

(イ) 玉川上水の歴史に触れるイベントの実施

玉川上水の歴史等をテーマとする講演会、玉川上水の名所を訪れるウォーキングイベントの開催



(3) 活用整備の推進

実施施策（続き）

ウ 情報発信

(ア) ホームページの改善

東京都の各局や地元自治体等と連携しながら、内容を更新・充実化

(イ) パンフレットの作成

玉川上水の現況や歴史を紹介するパンフレットを作成（リニューアル）、玉川上水沿線の近隣公立施設等に配置

エ 関係機関との連携

(ア) 散策ルートや便益施設の案内

地元自治体等が設定した散策ルートや、トイレなどの便益施設の御案内等を、当局のホームページにおいても紹介していくなど、関係機関と連携しながら、玉川上水への来訪時の参考となるよう情報を発信

(イ) 道路・緑道のフェンス

a. 景観に配慮したデザインの使用

文化財としてのまとまりを創出するため、今後の更新に当たっては、次のようなデザインとなるよう、フェンスを設置する各管理者に対して働きかけ

- ・存在を強調しすぎないシンプルでデザインで、フェンス外側の利用状況や周辺地の景観に調和したもの
- ・素材は、保安施設としての耐久性を維持できるもので、可能な限り自然素材を使用
- ・存在を強調しすぎない明度及び彩度の低い色彩（道路（車道・歩道）：黒色等、緑道：樹木調の色）とする。
- ・利用状況が短区間で変化する場合、通学路沿いで特段の配慮を要する場合など、別途デザインや規格を検討するべきと考えられる場合には、関係機関で協議

b. 安全性の確保

水路への転落等を防止し、より安全に利用できるようにするため、道路（車道・歩道）や緑道の管理者がそれぞれ設置しているフェンスについて、柵の高さが1.1メートル以上*となるよう、各管理者に対して働きかけ

* 高さの考え方は、国土交通省「防護柵の設置基準（平成16年4月1日適用）」第3章 歩行者自転車用柵、東京都福祉局「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（令和5年10月1日施行）」3 公園編 ⑤転落防止等を参考とした。



検討事項 2－6 植生管理

(1) 基本方針

- (1) 水路及びのり面の保全やヤマザクラ並木の保存に取り組むとともに、貴重な「土木施設・遺構」と一体となって地域と共存し調和してきた「快適な水と緑の空間」を適切に管理し、後世に継承
- (2) 倒木の危険性がある樹木の点検、安全や景観等に配慮した樹木の維持管理を計画的に行い、周辺地域や来訪者の安全性と快適性を確保
- (3) 多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた管理を適切に行い、エコロジカル・ネットワークの形成に寄与することを目指す。
- (4) 自然環境の変化を把握できるよう、指標となる種などを中心にモニタリング調査を実施
- (5) 地元住民や地域の団体、玉川上水を管理する関係機関など、多様な主体との情報共有や連携に努める。

(2) 管理内容及びモニタリング

- (1) 大径木等の管理
史跡・名勝の歴史的価値の保存を図るため、法面に影響を与える大径木の伐採による管理を実施。また、ヤマザクラを被圧する樹木の剪定及び伐採による管理とともに、補植整備済区間においても、ヤマザクラを被圧する樹木の切り株から発生・成長した樹木の剪定及び伐採を実施
- (2) 枯損木等の伐採・剪定
より多くの人々が玉川上水を安全・快適に利用し、また、親しめるようにするため、枯損木等の伐採及び剪定等による安全性や眺望の確保、樹木の点検等による倒木対策に努める。
- (3) 樹木及び林床管理
ゾーンごとの生物の生息・生育状況や周辺環境の特徴に対応した樹木及び林床の管理を行い、生物多様性の保全に努めるとともに、環境変化に対するモニタリングを実施

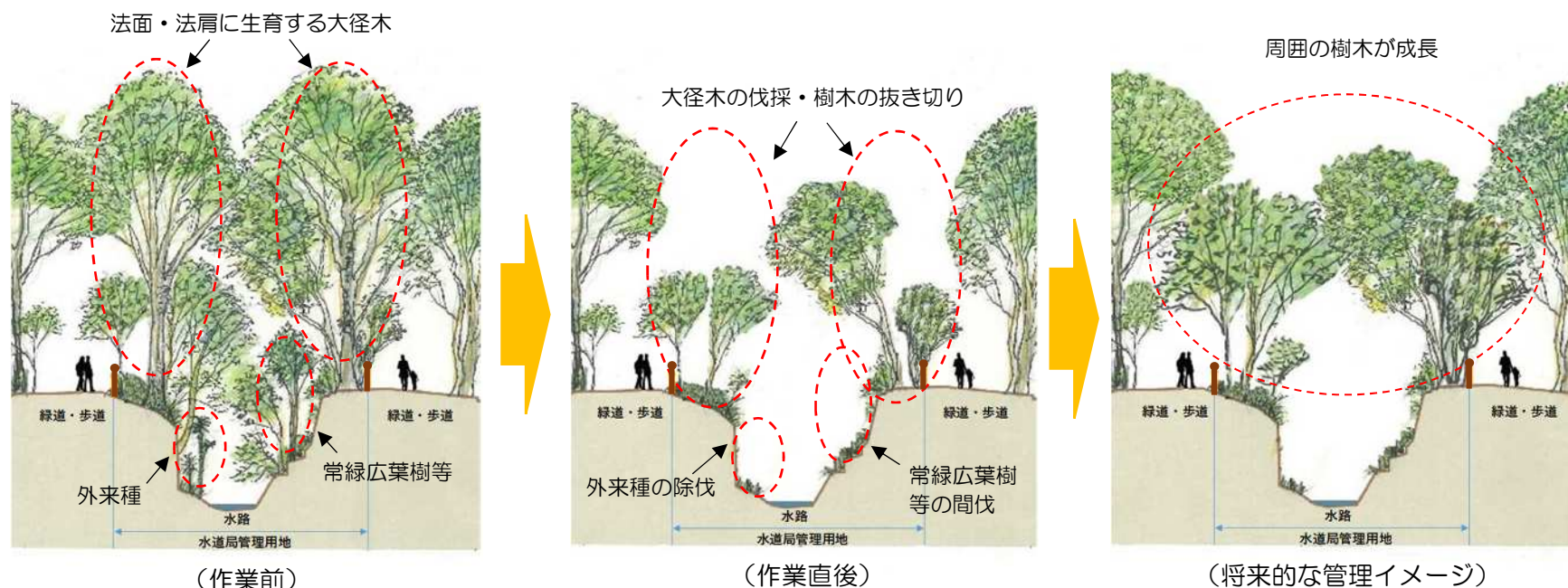
項目	頻度	内容
毎木調査	5年程度ごと	樹木の生育状況及び健全度の把握
自然環境調査	10年程度ごと	中流部全域を対象とした動植物の調査
区画調査	3年程度ごと	各ゾーンに設定した調査対象区画における植物や昆虫の調査



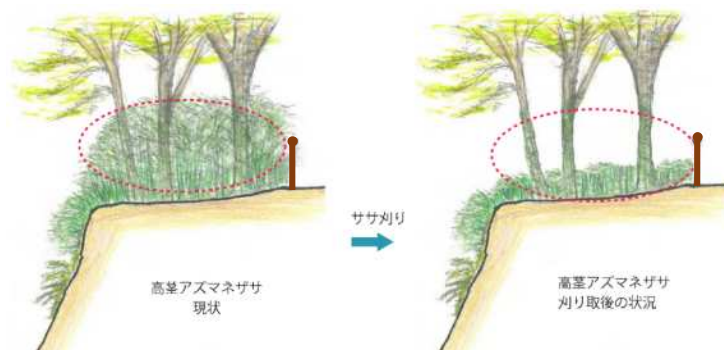
検討事項 2 - 6 植生管理

【参考】植生管理断面図（イメージ）

＜樹木管理の例＞



＜林床管理の例（ササ刈り）＞



＜作業の内容＞

- ・法面・法肩に生育する大径木の伐採や樹勢の低下した樹木の抜き切り
- ・常緑広葉樹等の間伐
- ・外来種の除伐

⇒これらの作業により、

- ・水路・法面の保全
- ・樹林の若返りを図りつつ、明るい雑木林を形成

注）名勝「小金井（サクラ）」並木の保存に伴う樹木の管理は、関係機関の協議の上、実施

検討事項 2－7 計画の進め方等

(1) 地元や関係機関との連携

- ・中流部の保存整備や活用整備を行うに当たり、地元住民や地域の団体、関係機関との連携を円滑に進めるため、既存の協議会の活用に加え、当局では、中流部沿線の区市において、年1回、エリアごとに法面保護工事や植生管理作業等に関する説明会を開催してきた。引き続き、説明会の開催などを通じて、地元自治体を窓口とした情報伝達や意見交換を実施

(2) 災害時の対応

- ・保存管理計画において、災害による損壊等の非常時には、史跡・名勝の保存及び機能の維持に配慮し、応急措置を実施することと定めており、これまでも災害による損壊等を確認した際は、速やかに応急復旧作業を行ってきた。今後も、関係機関と密接に連携しながら、災害時には速やかに応急復旧を行い、史跡・名勝の保存と機能の維持に努めていく。

(3) ゾーニングとモニタリングの活用

- ・今回の改定では、新たに、中流部を7つのゾーンに区分した上で、それぞれの課題に対応した施策及び管理方針を定めた。また、水路及び法面の形状、樹木の生育状況等に関する定期的なモニタリング調査を実施することとした。
- ・今後は、ゾーンごとの課題を踏まえつつ、モニタリング調査の結果や新技術を活用しながら維持管理を行う。また、計画期間の終了期には、モニタリング調査等で蓄積したデータを踏まえて検証を実施し、その後の取組に反映させていく。

検討事項 2－8 コラム・附属資料

(1) コラム

- ・玉川上水の歴史的経過、中流部に生息・生育する動植物の概要などが、より分かりやすく読者に伝わるよう、本文中のコラムとして以下2つの項目を設けた。

項番	名称	内容
1	玉川上水の歴史について	承応3年（完成）から平成15年（史跡指定）までの歴史概要を記載
2	玉川上水中流部にみられる生き物	附属資料6の内容を要約するとともに、重要種を中心に写真を掲載

(2) 附属資料

項番	資料名	内容
1	史跡・名勝指定概要	史跡・名勝の指定理由、指定区間の位置及び範囲図等
2	史跡玉川上水整備活用計画検討委員会設置要綱	検討委員会の設置要綱及び委員氏名
3	史跡玉川上水整備活用計画改定の検討経緯	検討委員会及び住民説明会の開催経過
4	意見募集（パブリックコメント）	パブリックコメントの実施概要及び主な御意見の要旨
5	中流部の水路・法面の現況	ゾーンごとの水路断面の例、現況写真等
6	中流部の自然環境調査結果	令和4年度から5年度にかけて実施した調査結果の概要
7	玉川上水に関する関係法令・計画等	歴史環境保全地域、景観基本軸等、玉川上水に関する法令等のリスト及び指定箇所の様式図
8	現状変更等に係る行為に対する許可等の取扱方針一覧	現状変更等に係る許可等の区分、具体的な行為の例等
9	現状変更の取扱基準の内容	現状変更の取扱基準の内容
10	文化財保護法等に係る規定	文化財保護法等文化財保護に係る関連法令等の抜粋